

お客様各位

平成26年12月吉日
平良修税理士事務所
所長 平 良 修

過去の事例（源泉徴収関係）

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
過去におきまして源泉関係における以下の事例がありましたのでご紹介します。

税務署から「源泉所得税の納付についてのおたずね」文書が突然送られてきた。
文書の内容は、従業員(専従者を含む)に給与を支払う際には、所得税を徴収して税務署へ納付していただくことになっている。という文書である。

給与を支払う都度、所得税を徴収し納付している場合は、何の問題もないのであるが、税務署へ納付していない場合は遡って数年分の督促を受けることになり、ことが多い。実務的には事業者が立て替えて支払い、その後従業員から徴収することになるはずであるが、従業員から遡っての徴収は難しいことが多いようである。また加算金や延滞税も課せられることになる。

従業員に給与を支払う際には、法律通りに所得税を源泉徴収し税務署へ納付することである。

年末年始に多い事例

従業員から「源泉徴収票」を使用するので交付して下さい。と言われて困ってしまう事業者が時々見受けられます。給与から所得税を徴収して税務署に納付し、年末調整を終えている事業者にとっては何の問題もない場合が多いのですが、これらの事務を行ってない事業者にとっては、難しい問題が出てきます。給与の支払いの際に源泉所得税を預かってないことが多く年末調整の手続きも頭の中にないからです。

「源泉徴収票」をスムーズに作成するためには、年の初めに従業員に「扶養控除等(異動)申告書」を記入してもらい年の終わりに年末調整を行うことが必要になります。

2カ所の職場から給与をもらっている場合の源泉徴収

主たる職場については通常の源泉徴収と年末調整を行い、従たる職場からの給与については乙欄適用による源泉徴収を行うことになるので注意が必要です。調査の際に指摘されると、やり直しとなるので要注意です。

敬 具